

National Association of Crime Victims and Surviving Families

NAVS

ニュース・レター

VOL.14 2003.5.1

E-mail asunokai@navs.jp URL http://www.navs.jp

全国犯罪被害者の会



〒100-8694

東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773

FAX: 03-5319-1774

VOICE

波紋を広げましょう

幹事 林 良平

私は事件にあうまで、日本の裁判は被害者と加害者が対等に主張し、判決が下されるものだと思いこんでいました。

あすの会では、今年2月1日東京・新宿駅西口駅前を皮切りに、岡山・大阪・熊本・兵庫・福岡・京都・滋賀・福岡・奈良・千葉・宮崎・埼玉・名古屋・神奈川・栃木と街頭署名活動を全国展開中です。2月の土日は全国的に雨にたたられ、3月は寒波で小雪のぱらつく中、4月は桜前線。日本の四季と共の街頭活動。皆様の近くで行う時は連絡いたしますので勇気を出してご参加下さい。

桜の季節、長男が高校進学しました。事件は小学1年の時でしたから、もう少しで親としての責任も終わる安堵感が……。

そんな中、大阪・堺市の病院で暴力団員が、医師に重症を負わせ、女性看護師をピストルで射殺するという痛ましいニュースが報じられました。私の家庭の事件と同じ構図で他人事とは思えず記事に釘付けになりました。それによれば、母子家庭で2人の子供さんがいて、長女は高校進学が決まり希望を胸に未来を描いていたと……。夢から一転の絶望……。

犯罪が家庭にどれほどの暗転をもたらすかを身をもって体験させられた私は、まだまだ親に甘えたい、親の助けが必要な年頃の2人のこれ

からが案じられて仕方がありません。この国に、この子らの毎日と将来を預かってくれる救済システムはあるのでしょうか。犯罪被害者の法的権利確立と被害救済システムの確立は私達にとって両輪です。必要欠くべからざるもの。本来この解決は社会が・国全体が国民ひとりひとりの権利の問題として、被害者側からの問題提起以前に考えねばならないはず。

ヨーロッパ調査報告書P78、「刑事司法に最も関心を抱く国民たる被害者の信頼無くして、国民一般の信頼などあり得ない」との認識で、社会全体の問題として犯罪被害者の権利と救済制度を確立したドイツ・フランス。それに引き換えわが国では、最高裁判決で「刑事司法は公の秩序維持のためにあり、犯罪被害者の利益の為にあるのではない」と、犯罪被害者を刑事手続きから排除したままの状態。どうにかしたい！

署名を友人にお願いし始めてから、「被害者のお前がやることではなくて、自分たちがやるべき事だ」と応援してくれています。まさに「隼より始めよ」です。「被害者の声」という波紋を日本全体に広げるには身近な人の理解から。被害者がこんな活動をせねばならない不遇を嘆くより、よりよき明日の為に、声すらあげられない人の為に……。

INDEX

Voice 波紋を広げましょう	(1)
署名活動	(2) ~ (5)
Topics 国家賠償訴訟の一審判決を終えて	(6)
法律まめ知識	(7)
活動報告	(7) ~ (8)
関東集会/関西集会/九州集会の報告・お知らせ	(9) ~ (10)
お知らせコーナー	(11)
運営の基本・会計/あとがき	(12)

署名活動中間報告

現在の署名数は298,890人



2003.4.6. 横浜：市民に説明する岡村代表

署名の数は、4月30日現在で298,890人となりました。

昨年12月8日の総会以来、会員、ボランティア、関係団体、応援して下さる企業が、署名集めに協力していただきました。

2月1・2日の東京新宿駅前を皮切りに、大阪、名古屋など全国15ヶ所で街頭署名活動を行いました。

「ニュースを見たから」といって、飛んできて下さる方、署名用紙を持ち帰って集めてくださった方、知人から知人へと用紙を廻して集めて送ってくださった方、ホームページからダウンロードして署名をとってくださった未知の方もおられます。ある企業では社員はもちろん、そのご家族まで近所を廻ってたくさんの署名を集めてくださいました。感謝の念でいっぱいでございます。

しかし、立法や行政に犯罪被害者の声を反映させるには、100万人の署名は必要と代表幹事は考えており、現時点では、この目標にはまだ遠く及びません。

これから現れる犯罪被害者のためにも、私たちの運動を成功させなければなりません。100万人の署名を求めて、これからも積極的に署名活動を続けていきます。

犯罪被害者の権利を護る刑事司法を実現するために、どうか引き続き署名集めにご協力くださいますようお願い申し上げます。

次回の締め切りは、6月10日です。

街頭署名活動報告

回数	月 日	場 所	回数	日	場 所
第1回	2月1・2日	東京(新宿)	第8回	2日	滋賀(大津)
第2回	9日	岡山	第9回	9日	奈良
第3回	15・16日	大阪(梅田)	第10回	16日	千葉
第4回	16日	熊本	第11回	16日	宮崎
第5回	22・23日	兵庫(三ノ宮)	第12回	23日	埼玉(大宮)
第6回	23日	福岡(博多)	第13回	29日	愛知(名古屋)
第7回	3月1日	京都	第14回	4月6日	神奈川(横浜)
			第15回	27日	栃木(宇都宮)

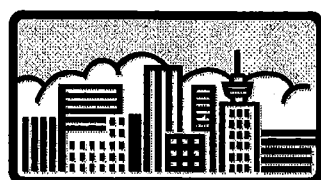
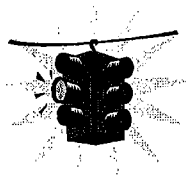
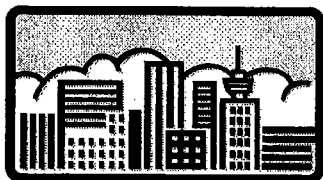
街頭署名に参加して

関東：木村 嘉成

今回の署名運動に初めて参加してみて、一般市民の皆様には、私共の運動に関心を持ち、理解を得ることがいかに難しいことか、つくづく痛感いたしました。市民の個人個人に直接、利害関係等の可能性があるものであれば、すぐ協力が頂けるものと思いますが、まして犯罪に関係する等とは全く心の隅にも考えたことは無いものと思います。

しかし、冷静に、目、耳を凝らしてみれば、毎日のように凶悪犯罪が報道されない日が無いのが実情だと思います。よくよく考えてみれば、私だけは関係ないと果たして言い切れるでしょうか。

そこで、私共が経験した、悔しい、情けない、同じような思いをこれから犯罪被害者にはさせたくない一心でこのような運動に参加したつもりです。これからも微力ながらも粘り強く、地道に協力していきたいと思っております。



関西：坂口 まゆみ

まずは一言「みなさん、お疲れ様です」。関西地方は週末ごとの悪天候。土、日とも晴れという事が無く本当に恨みたくまりました。が、みなさんの心づもりが解る凄く熱の入った活動となりました。私が活動を通して感じたのは世間に訴えるのに「難しい言葉はいらない！」と言う事です。もっともらしい言葉を並べるより『私達は被害者になり刑事司法、裁判によって更に傷付き苦しめられ、次の被害者には同じ想いをさせたくない！と私達の為ではなく次に被害者になってしまう人の為にこの署名活動をしている』と私達の本当の想い(声)を伝えるのが人々の心に届く気がしました。これからも、みなさん、頑張りましょうね！

九州：大村 満治

熊本県では本年4月に犯罪被害者支援センターが開設されることになりました。それに伴い熊本市のライオンズクラブの方々がセンター設立に向けた募金活動に協力していただくこともあり、1月の署名活動はそれと並行して自主的に行いました。突然の決定ということもあり、商店街の許可と道路使用に関する警察署への届出などを、署名活動3日前に手続きをしなければならなかったといった、慌ただしいものになりました。

1月の署名活動では、150名ほどの署名を頂くことが出来ました。しかし、あすの会の存在を知っていただく事や、司法制度改革の為の署名に関する説明に随分と時間がかかるなど、1人の署名を頂くために大変な労力が必要であると感じました。この日は熊本のテレビ局2社と新聞社の取材もあり、その日の夕刻には放送され、マスコミを利用して事前報道をすれば署名の件数はもっと多かったように思いました。

2月16日の街頭署名活動は、そのような経験から新聞に事前に掲載していただいたこともあり、4名でわずか3時間という短い時間にもかかわらず250名も署名していただくことが

出来ました。

このように熊本県ではテレビ局3社と地元新聞社の協力もあり、2月の署名活動では、新聞を見て来ましたという方も中にはおられ、この署名活動に対して関心度が高いことも感じました。また、署名活動の中では、被害者当事者またはその遺族といった方も来られ、熊本県での会員の増加にもつながるのではないかと期待できる面もありました。



街頭署名活動の予定

日 時	場 所
5月11日(日) 10時～13時	長崎「長崎市浜町3番浜せんビル横 観光通 大丸B」
17日(土) 11時～16時	水戸「JR水戸駅」
24日(土) 11時～16時	仙台「JR仙台駅」
6月 8日(日) 11時～16時	青森「JR青森駅」
22日(日) 11時～16時	新潟 新潟市内

詳細が決まり次第、ホームページでお知らせします。お手伝いいただける方は、事務局まで是非ご連絡ください。(会場周辺の会員、ボランティアの方にお手伝いをお願いすることがあるかと存じますが、その際は、ご協力いただきますようお願いいたします。)

署名用紙を送ってくださった方からのお便り

(敬称略)



私も33年前に犯罪に遭い頭部損傷の傷を負い、左目は失明、右目は強度弱視の被害に遭いました。当時、裁判の公判では、被告は嘘ばかり述べ、言い逃れのことばかり言っても、何の反論も私はできませんでした。犯罪被害者である私が一層傷つき、被害者の人権が全く無いことを当時から知っておりました。

犯罪被害者も被告人同様弁護人を即刻国費で付け、被告人が嘘を言っていたらすぐその弁護人が検事同様反証して下さる制度を作っていただきたいと思います。あまりにも現行の裁判制度は犯罪被害者の人権が無視されています。

(東京都：坂口五郎)

今日3月14日は夫の命日です。丸30年になりました。世間ではすでに時効ですが、私の心の中ではいまだに未解決のままくすぶり続けています。当時まだ就学前の2人の罪のない子供たちは父親のいない生活を30年も強いられてきました。「どうしてくれる!」と、いいたい気持ちです。本当に被害者には人権がありませんね。

命日に当たり愚痴っぽくなって申し訳ありません。

(大阪府：神原郁子)

(署名は)家族の他、息子の保育園のお友達ママや私が通っている専門学校の友人、母のお店のお客さん、妹の仕事の同僚など、直接よく知っている方たちのものです。私の口からですが、簡単に司法の不公平を話しました。皆、驚いていました。署名しながら、「私も前から愛しておもっとなつたちゃん!」という友あり、特別に傍聴席が設けられていないことに「嘘やろ!」と怒る友あり。例外的に少年事件で公開裁判があることをマスコミの情報で知っていて、全て、少年裁判は公開になったと思っていた友あり・・・でした。皆、署名しながら、「私が、私の家族が・・・」と考えたようで、口々に、「たまらんよね」と言っていました。「顔も名前も知らん犯人できたら怖いよね」とも。私にできることは・・・と考えると、なかなか問題が大きくてよくわかりません。ただ、自分の責任として、私の小さい息子たちを人の痛みのわかる社会人として育てることだと、それだけは思います。

そして、地域の中で「やかましいおばちゃん」になってやろうと思います。息子の友人、その他、子供たちに、小さいことでも「あいたち、なんばしよっとね!」と、注意できるおばちゃんに。「あいたち、えらかねー」と、ほめてあげられるおばちゃんに。

だんだん、社会は複雑になっていきます。でも、人なら皆、求めるものは、きっと愛とかぬくもりとか、お母さんの胸、お父さんの強さ、温かさ。

あたりまえのことが、きちんと通る社会であってほしいと心から願います。

(福岡県：吉村裕美)

最後に、温かいはげましのお便りを紹介させていただきます。

貴会の取り組みにより社会の病がただされ、不当な苦痛を強いられている人々が一人でも多く癒される日のくることを一同願っております。

(東京都：河北総合病院)

TOPICS

国家賠償訴訟の一審判決を終えて

桶川ストーカー事件遺族 猪野 憲一

この裁判の判決が、去る平成15年2月26日にさいたま地方裁判所から下されました。内容は、全く信じられないものでありました。

埼玉県警上尾署のこの事件で、私たちが助けを求めているにもかかわらず、怠慢捜査、無捜査を行った直接の担当警察官は、既に行われた刑事裁判の中で有罪判決が下され懲戒免職処分となっています。

このような事実がある中、判決内容の要旨は、

① 警察の捜査懈怠の違法性があり、娘が名誉毀損の被害を受け、さらに被害を受けることが客観的に認められたのに、警察が適正な捜査をして市民を犯罪者から守ってくれる期待・信頼を、捜査懈怠等により侵害した事による慰謝料が認められるので被告埼玉県(警察)は、原告(被害者)に慰謝料500万円の支払いを命ずる。

② 但し、警察の捜査懈怠等と娘の死亡との間には、相当因果関係はない。

として、この裁判で私たちの訴えてきた本質は、裁判所の警察擁護の方針の下に掻き消されてしまいました。

娘は、私たちは、ストーカー達の名誉毀損行為のみを警察に訴えてきたのではありません。様々な被害を受け、娘は、自分と家族を心配して、身内に何をされるか分からない危機感と恐怖感を抱き、犯人達から家族を助けて欲しいと警察に救いの手を求めに行ったのです。極めて大きな信頼と期待を抱きながら何度も足を運んだのです。

しかし、警察が行ったことは、怠慢捜査と無捜査でありました。その結果が、娘の殺害に繋がってしまったことは、誰が考えても明確なのであります。それを裁判官は、警察の捜査怠慢等と娘殺害の因果関係はないと言いますが、一般国民は信じられるのでしょうか。何故か、裏の別の意図が、隠されているとしか考えられません。警察がこの稀なケースの国賠で負けるような事があると、第二、第三に繋がるとすれば、被害者の言い分は、絶対に認められない事なのです。

判決の2週間まえに埼玉県警本部長は、警察署協議会代表者会議で、この事件で非を認め謝罪し、警察自身で作成した「調査報告書」は、警察庁が書けといったから、不確かな非のことまで書いたものである。また、原告は、「金が取れなかったら控訴するだろう」との発言をしています。そればかりか、判決1～2時間後に警察幹部宛にメールで、同様な報告、連絡をしています。

警察と一審の裁判官は、私たち並びに多くの一般市民の信頼を大きく裏切ったと痛切に感じました。いや、「真の市民の信頼」とはなにかを良く考えてはいないのが、現状だと言うのが適切なのでしょうか。

今後も、真実を徹底的に覆い隠す事は出来ないし、それを許す事をさせてはならぬと強く考えております。

裁判は、また始まります。

真実は、こちらにあります。

また娘の笑顔を思い浮かべ、前を見て進んでいこうと思っています。

法律まめ知識 ⑦

時効について

ニュース・レター第12号で、刑事上の時効について記しました。今回は、刑事上以外の時効について説明します。

刑事上以外の時効は、主として、民法に規定されていますが、商法・税法・各種行政法規等にもいろいろの時効が定められています。

とくに、犯罪被害者としては、犯給法による給付金の支給を受ける権利が2年で時効により消滅する(同法16条)ことや、犯罪被害の損害賠償請求権が犯人を知ってから3年で時効になる(民法724条)こと等に留意する必要があります。すなわち、

犯罪によって被害を受けた人は、犯人に対し損害賠償を求めることが出来、相手が払わないときには、民事訴訟を起こすことになりますが、その請求権は犯人を知ってから3年で時効になります。また、事件後20年経過でも請求権は消滅します(民法724条)。

通常の民事上の債権の消滅時効は、原則として10年です(民法167条)。これが、商行為による債権の場合は、5年になります(商法522条)。しかし、種々の請求権について、原則より短い時効期間が法定されています。例えば、医師・薬剤師の医

療費・調剤費や、棟梁・請負人の請負費は、3年の時効です(民法170条)、弁護士の報酬、商人の売却した商品の代価、職人の手間賃、塾や師匠の債権は、2年の時効です(民法172・173条)。さらに、運送費、旅館・料理店の宿泊料・飲食料等は1年で時効になります(民法174条)。その他、各種法律に特別の時効が定められている例も多いので、請求の原因ごとに根拠法に当たる必要があります。

また、取得時効といって、他人の不動産や動産を10年とか20年占有し続けると一定の条件で、自分の物になるという制度もあります(民法162条)。

前回も書きましたが、このような時効制度が法定されているのは、長い期間の経過で証拠が散逸したり関係者の記憶が薄れて証明が困難になること、社会の法的安定のためなどが理由とされています。

それで、時効の制度は、一面では真実の権利者の権利を侵害するものです。そのため、時効は、時効によって利益を受ける者が、時効が成立したと主張しないと効果が生じません。これを時効の援用といいます(民法145条)。従って、時効にかかっている請求して相手が払えば、受け取って差し支えありません。

活 動 報 告

月	日	活 動	内 容
10	2	岡村代表講演	全国教誨師大会(熊本市にて開催)で講演「犯罪被害者の立場・何を思い何を願っているのか」
	5	TV放映「キーパーソンズ 今週の主役」	ゲスト「岡村 勲」NHK衛星第一
	6	第22回関西集会	
	16	在京幹事会	
	17	岡村代表講演	東京都公立高等学校第三学区PTA連合会主催
	19	第13回関東集会	
	20	第27回幹事会	
	24	TV放映「クローズアップ現代」	「犯罪被害者をどう守るのか」NHK総合
11	3	第23回関西集会	
	6	岡村代表講演	第56期司法修習生を対象に講演
	8	本村幹事講演	新潟県警犯罪被害者対策室主催
	9	第14回関東集会	
	9	諸澤顧問講演	目黒区教育委員会主催「国連被害者人権宣言からみた日本の現状と課題」

(8)

	10	第28回幹事会	
	12	岡村代表参考人出席	国会「人権擁護法案について」の質疑
	15	仮谷幹事講演	品川区教育委員会主催
	18	在京幹事会	
	26	本村幹事講演	長崎県警犯罪被害者対策室主催
	29	岡村代表講演	警察庁主催
	30	松村幹事講演	目黒区教育委員会主催「被害者の立場から」
12	1	第5回九州集会	岡村代表・小笠原事務局長参加
	5	林幹事講演	兵庫ヒューマンケア研究機構
	8	第3回全国犯罪被害者の会シンポジウム	
	8	全国犯罪被害者の会－第4回総会	署名活動開始
	14	宮園幹事講演	八王子にて青少対中山地区委員を対象に講演
	16	本村幹事講演	熊本県警犯罪被害者対策室主催
	16	支援フォーラム総会	岡村代表・在京幹事出席 如水会館にて
1	22	第24回関西集会	
	24	TV放映「NHKスペシャル」	「犯罪被害者をどう守るのか」 NHK総合
	11	第15回関東集会	
	12	第29回幹事会	
	16	被害者支援都民センター訪問	青木専務理事・大久保事務局長と面談
	19	仮谷幹事講演	足利市・足利市教育委員会主催
	24	在京幹事会	署名活動打ち合わせ
	25	仮谷幹事講演	福生市公民館主催
	26	第25回関西集会	
	26	第6回九州集会	
2	29	京都西本願寺関係者来所	
	31	本村幹事講演	埼玉県警犯罪被害者対策室主催
	1・2	第1回街頭署名	東京－新宿駅西口
	①	臨時幹事会	
	6	林幹事講演	大阪府主催「被害者支援フォーラム」にて
	8	第16回関東集会	
	8	本村幹事講演	愛媛県警犯罪被害者対策室主催
	9	第2回街頭署名	岡山－天満屋前
	11	ラジオ放送「祝日特集」	「犯罪被害者の権利はどこまで確保されたか～独仏の制度視察をふまえて～」 NHKラジオ第一
	15・16	第3回街頭署名	大阪－梅田駅前
3	16	第4回街頭署名	熊本－熊本市下通り
	22・23	第5回街頭署名	兵庫－三宮センター街
	23	第6回街頭署名	福岡－博多駅博多口
	1	第7回街頭署名	京都－四条河原町 阪急デパート前
	2	第8回街頭署名	滋賀－JR大津駅前
	8	第17回関東集会	
	9	第30回幹事会	
	9	第9回街頭署名	奈良－近鉄奈良駅前
	16	第10回街頭署名	千葉－JR千葉駅クリスタルドーム下
	16	第11回街頭署名	宮崎－山形屋デパート前
	17	宮崎県警犯罪被害者対策室関係者来所	
	23	第12回街頭署名	埼玉－大宮駅西口
	29	第13回街頭署名	愛知－金山総合駅南口

関東集会の報告

月 日	参加者人数	特別参加者	内 容
2月 8日	15名	・北野新太氏 (報知新聞) ・大学生(1名)	* 被害者基金制度の設立要望 * 会員を増員するための策の検討 * 西本願寺からの寄付報告と経緯
3月 8日	26名	・石川修道氏 (保護司) ・大塚武治氏 (赤旗新聞) ・広瀬一雄氏 (産経新聞) ・北野新太氏 (報知新聞) ・小林邦三郎氏 ご夫妻 ・大学生(4名)	* 保護司の活動内容 * 記者としての抱負 * 小林氏事件後の活動報告 * 街頭署名活動のアドバイス * 逃亡中は、時効を延期し、逃げ得をなくしてほしい * 事件の告訴は検事任せにせず自らも熱意をもって裁判に臨むとよい結果が出ると思う * 報道のあり方と報道二次被害 * 外国人による犯罪増と海外での犯罪増のため、法の整備を望む

次回以降のおしらせ

日時 6月14日(土) 13時～17時

7月12日(土) 13時～17時(場所は未定)

場所 シニアワーク東京 5階 第1セミナー室(第3セミナー室ではなくなりました)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3

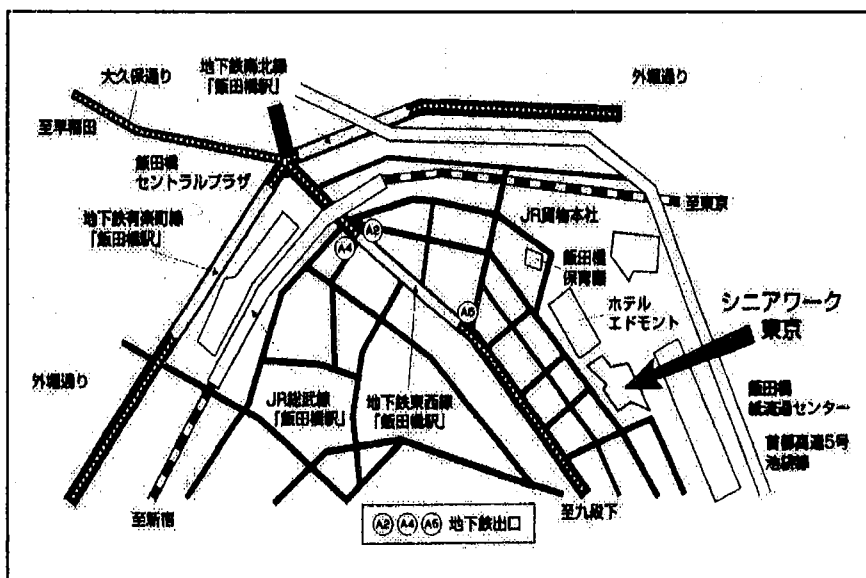
TEL (03) 5211-2307

FAX (03) 5211-2329・2330

会費 1000円

●参加対象は会員のみです。参加を希望される方は事務局までお申し込みください。

●最寄駅：JR 飯田橋駅東口、地下鉄飯田橋駅(東西線、有楽町線、南北線) 下車徒歩7分



関西集会の報告

月 日	参加者人数 司会者	オブザーバー	内 容
1月26日	18名 坂井 坂口	読売テレビ 1名 関西テレビ 2名 毎日放送 1名 朝日放送 1名 朝日新聞 1名 毎日新聞 1名 産経新聞 1名 アドボカシー 3名 交通死被害者の会 (TAV) 2名 会員希望者 8名	・幹事会報告 ・垣添弁護士講演『ヨーロッパ司法制度についての調査報告』 ・垣添弁護士との質疑応答 ・小笠原事務局長より意見

2月、3月は街頭署名活動展開のため、関西集会は中止。

次回以降のお知らせ

日時 6月1日(日) 13時～17時
7月6日(日) 13時～17時

場所 クレオ大阪西
〒554-0012
大阪市此花区西九条6-1-20

TEL (06) 6460-7800

FAX (06) 6460-9630

● JR環状線

阪神西大阪線「西九条」駅下車徒歩3分

● 市バス「西九条」下車徒歩2分

／大阪駅前から

特79番「北港2丁目」行、

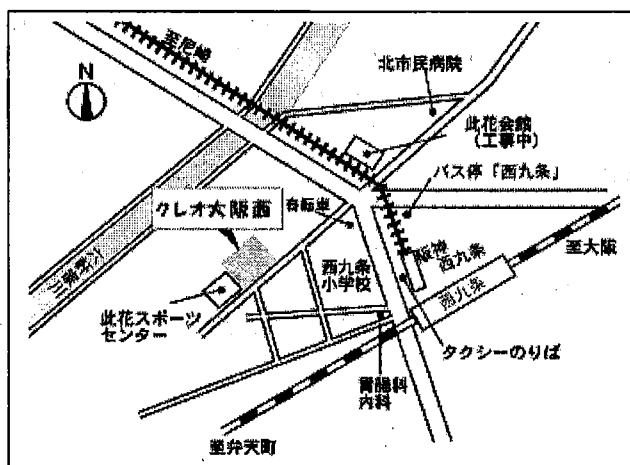
幹線79番「西島車庫前」行

特59番「北港ヨットハーバー」行

／野田阪神駅前から

幹線77番「西島車庫前」行、

特81番「舞洲スポーツアイランド」行



九州集会の報告

月 日	参加者人数	内 容
4月20日	13名	* 幹事会報告 昨年度の活動報告 会員の活動報告 * 犯罪被害者支援センター設立の紹介(長崎)(熊本) * 被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS の紹介 * 自助グループ「一歩の会」の紹介 * 署名活動について: 5月11日(日) 10時～13時 (担当一岡本)

次回以降のお知らせ

7月開催予定(詳細については未定)

わたし達の声がとどきました

—— 司法解剖後の遺体修復措置について ——

わたくし達、犯罪により大切な人の命を奪われた遺族は、捜査機関が捜査上の必要から行う司法解剖に対し、かねてより「遺体をこれ以上傷つけてほしくない」という遺族感情を訴えてまいりました。

このような遺族の心情に配慮して、警察庁は、司法解剖後の遺体を修復する際の費用を全国の警察本部に補助する制度の導入を決めました。予算としては、平成15年度から都道府県警察費補助金として5,445万5千円と措置され、司法解剖をすることにより生じた切開痕などを目立たせないようにすることです。まだ、金額面および内容においては、満足を得られぬ点もありますが、望ましい前進にはちがいありません。

この前進は、声に出して伝える事が、実現に向けての第一歩となるのだという強い確信を与えてくれます。犯罪被害者のもっていき場のないさまざまな感情や願いは、人間として当然のものです。

「あすの会」の活動がますます躍進を続けることに大きな意義を感じ、この気持ちを胸に署名活動に取り組んでいこうではありませんか。

一人の署名が大きな力となるように！

街頭署名をして下さった学生さんの声

平成15年4月24日神戸新聞より

被害回復の司法制度を

姫路市 清水美耶 21才 学生

「全国犯罪被害者の会」が呼びかける署名活動に、協力した。犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、付帯私訴の実現を求めるものである。

ある日、突然、愛する者を失った悲しみ、苦しみ、どうしようもない怒り。そこから生じる加害者への応報感情は、察するに余りある。しかし、それらを埋めるために、被害者自身が司法にかかわる手段はない。

確かに、一方的に被害者側に偏った判決は、望ましくない。しかし、加害者にとって、過大な不利益があってはならない、量刑の均等を保たなければならない—と考えすぎるあまり、被害者の存在を、置き去りにしていないだろうか。私的復讐が社会で認められない限り、司法においては、最大限に、被害者感情をくむべきだと思う。私も愛する家族や友人を、犯罪という形で奪われると、加害者を殺したいほど、憎いと思うに決まっている。

被害の回復を十分に考えた司法制度を、切に願っている。

お知らせ

事務局長の小笠原綱康さんが

健康上のご都合によりお役を退かれました

平成14年4月より、あすの会の事務局長として当会の発展の為、また会員の皆様への窓口として熱心にお努め下さいました小笠原綱康さんが健康上の理由により、本年3月末日にてお役を退かれることになりました。小笠原さんも残念がられ、「これからも健康の許す範囲内で、あすの会への支援を続けます」とのお言葉をいただいております。

在任中のご尽力に心より感謝申し上げますと共に、1日も早いご回復と、今後ともご協力をお願いいたします。

運営の基本

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニューズレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内仲通支店
(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

□東京三菱銀行 丸の内支店
(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

おねがい

ニューズレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お教えください。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。



法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあった方、およびそのご家族でお困りの方はお気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



あ と が き

2000年の1月、新聞で「犯罪被害者の会が設立」という記事を読みました。その時、息吹を感じました。会が開いてくださったボランティア講習に参加し、そののち、事務局でお手伝いをしております。その間、会員の方々のひたむきで真摯な活動を目にしていまいりました。

2002年の12月、法制度確立へ向けての署名活動がはじまりました。現在目的達成に向けて、会員の方が先頭に立ち、全国の街頭へと飛び出しています。設立から3年、これほど力強い息吹を感じることを誇らしく思います。

「あすの会」の息吹が日本中に広がり、1人でも多くの方が勇気と力を寄せてくださることを願って、ニューズレター14号を皆様のお手元へお送りします。